

## 平成26年小野町議会定例会12月会議

### 議事日程（第1号）

平成26年12月4日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員長報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第69号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第6号）  
〔上程、説明、質疑。以下日程第9まで同じ〕
- 日程第5 議案第70号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第71号 平成26年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第72号 平成26年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第73号 平成26年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第74号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第75号 小野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について  
〔上程、説明、質疑。以下日程第11まで同じ〕
- 日程第11 議案第76号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 日程第12 議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
〔上程、説明、質疑。以下日程第17まで同じ〕
- 日程第13 議案第78号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第80号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第81号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第82号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第83号 公立小野町地方総合病院企業団規約の一部を変更する規約について
- 日程第19 予算審査特別委員会の設置
- 日程第20 議案の委員会付託
- 日程第21 請願・陳情の委員会付託
- 日程第22 報告第9号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	会田明生君	2番	吉田康市君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐・登君
11番	久野峻君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	鈴木慎也君
教育長	西牧裕司君	総務課長	阿部京一君
企画商工課長	山名洋一君	税務課長	宗像喜也君
町民生活課長 兼除染推進室長	村上春吉君	健康福祉課長	藤井義仁君
農林振興課長 兼農業委員会 事務局長	石井一一君	地域整備課長	遠藤靖次君
教育課長	吉田吉広君	会計管理者 兼出納室長	佐藤浩君
代表監査委員	先崎福夫君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	折笠顕一
書記	草野隆行	書記	清野昭雄

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから、平成26年小野町議会定例会12月会議を開きます。  
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において  
7番 宇佐見 留 男 議員  
8番 水 野 正 廣 議員  
を指名します。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（村上昭正君） 日程第2、定例会12月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長。7番、宇佐見留男議会運営委員長。  
〔議会運営委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕
- 議会運営委員会委員長（宇佐見留男君） 12月1日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。  
平成26年小野町議会定例会12月会議の会議日程については、12月4日から12月10日までの7日間を目途に進めることといたしました。  
次に、議案の採決方法について。  
議案第69号については起立採決とし、議案第70号から議案第83号までについては簡易採決により行うことといたしました。  
次に、陳情の取り扱いについて。  
陳情第10号については総務文教常任委員会に付託し審査することと決定いたしました。

以上をもって報告いたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会12月会議の日程は本日から12月10日までの7日間を目途に進めることといたします。

定例会12月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日まで受理した請願・陳情は1件であります。

---

#### ◎議案第69号～議案第74号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第69号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第9、議案第74号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

#### ◎議案第69号～議案第74号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成26年小野町議会定例会12月会議が開催されるにあたり、議員各位にはご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

平成26年もあとわずかとなり、広島県の豪雨による土砂災害がまだ記憶に新しいところでありますが、ここにきて御嶽山の噴火や長野県北部地震など自然災害が相次いで発生し、多くの方々が犠牲となられております。

東日本大震災をはじめとする未曾有の災害は、いつどこで発生するか、その予測は全く困難であり、我々の経験や想像をはるかに超えた規模の災害が常に起こり得ることを想定し、日頃から災害の未然防止や災害発生時の対応に万全を期さなければならないものと改めて痛感しております。

一方、今年度より市町村対抗ソフトボール大会が、相馬市を会場に開催され、初戦、2回戦を圧倒的な強さで勝ち進みましたが、3回戦において惜しくも矢吹町に敗れてしまいました。記念すべき第1回大会にベスト16まで勝ち進めたことは大変喜ばしく嬉しく思っているところであります。選手の皆さんの頑張りに感謝と敬意を申し上げる次第であります。

また、先月16日に開催された市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会では、昨年より7位順位を上げ、総合34位、町の部では15位と大変健闘して頂きました。選手の皆さん、並びに選手を陰で支えてくれた皆さん、そして議会をはじめ応援に駆けつけてくださいました多くの皆さんに感謝を申し上げます。

さて、今次定例会におきましては、町政執行上、重要な平成26年度各会計補正予算案6件、条例制定案件2件、条例の一部改正案件6件、規約の一部変更案件1件、専決処分報告1件、合計16案件をご提案申しあげた次第であります。

以下、その概要についてご説明を申し上げますが、提出議案のご説明をいたします前に、最近の主な行政諸般の動向について、その一端を申し上げ、議員各位のご理解、ご指導とご支援を賜りたいと存じます。

まず、本年度の農産物の生育関係についてであります。主に作物の状況を見ますと、水稻につきましては中通り地方の本年の作況指数は104でやや良となり、収量が確保されたと同時に、防除薬の購入補助事業の成果等もあり、カメムシ対策が順調に進み、JAたむらのみの出荷状況ではありますが、11月6日現在で、一等米比率が96.6%となり、昨年度の74%から大幅な改善が見られました。

しかしながら、米価の大幅な下落による稲作農家への影響が懸念されることから、小野町産の米粉で「米粉パン」を作り、今年度から、試行的ではありますが、学校給食に導入するなど米の消費拡大を図っているところであります。

葉タバコの生育については、概ね順調であったものの、8月後半の日照不足による収量の低下が懸念されたところであります。例年並みの収量が確保されたと報告をいただいております。12月10日から始まる小野町分の買い入れが、高値で取り引きされることを心から願うものであります。

野菜につきましては、夏場の湿害等によりインゲンなどは花落ちが発生し、収量に影響が見られたものの、トマト、ピーマンなどを中心に、販売額は前年度を上回っている状況であります。

また、新たな新作物として、ミネラル栽培によるにんにくを作付し、6次化商品として9月より黒にんにくの販売を行っておりますが、各種イベントでの物販やテレビ出演等での宣伝効果もあり、順調に進んでおります。

町の特産品の確立のため、町内外を問わず、今後もPR活動に力を注いでまいり所存であります。

次に、除染対策事業の進捗状況であります。はじめに、夏井地区仮置場の監視状況であります。本年6月末日の完成以降、ガイドラインに基づく空間線量率及び地下水等の放射能濃度の測定を継続して実施しており、測定値は全て安全基準値を満たしている状況であります。

今後も継続してしっかりと監視を行い、仮置場の管理に万全を期してまいります。

次に、小野新町地区並びに飯豊地区の除染作業についてであります。事前調査のための敷地立入りについて同意のありました個人住宅、事業所、公共施設、道路の全てにおいて放射線量の事前測定が終了しました。その結果、個人住宅15戸、事業所2カ所、公共施設3カ所、道路1路線について、除染作業の対象となったため、11月中旬から除染作業を進めているところであります。

年内には計画した全ての除染作業を完了する見込みであります。

なお、除染作業によって生じた除去土壌等は、当面、現場に保管などで対応し、校庭に埋設されています除去土壌とあわせて、仮置場完成後移動する計画であります。

続いて、仮置場についてであります。飯豊地区におきましては、9月4日の本契約以降、比較的天候にも恵まれ順調に推移いたしております。現在、平場部分の成形がほぼ完了し、約50%の進捗率となっております。

また、小野新町地区につきましては、進入路の整備工事と併せまして、11月上旬に着手し、支障木の伐採や準備工を進めているところであります。12月下旬には、近隣住民を対象に進入路整備現地説明会の開催を予定しております。今後、受注先と緊密な連絡をとりながら、円滑な工事の進捗に努めてまいります。

次に、放射線による健康不安への対応としましては、9月から11月の3か月間、幼児から中学生までのお子さんに対し、バッジ式線量測定を実施するとともに、1、2歳のお子さんに対し県民健康調査の内部被ばく検査を今月、実施する予定になっております。

なお、自家消費食料や飲料水、学校給食等の食材の線量検査につきましては、継続して実施しているところでございます。

次に、企業誘致についてであります。鶴庭工業用地における企業誘致活動の一つとして、工業用地の周辺環境整備を進めているところであります。今年度の事業として、法面復旧工事、町道の舗装工事、水道管布設工事等を実施しており、水道管布設工事については既に完了しております。法面復旧工事等につきましても、企業が立地して頂けるよう進めているところであります。

次に、右支夏井川河川改修事業についてであります。住宅の移転が必要な方の代替地として、中通地内の用地、約2,400平方メートルの取得が完了したところであります。今年度中の完成を目指し宅地造成を行い、河川改修事業がスムーズに進捗するように努力してまいります。

次に、先月9日に結成された「こまち女性消防隊」についてであります。地域における防火思想の周知や住宅用火災警報器の設置促進、消防団への協力、救命法の普及など、女性ならではのソフトさを活かした活動をお願いするもので、日常生活の中で防災活動を身近に体験いただき、防災意識の高揚を図るものであります。隊員の負担にならないような事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、観光事業についてであります。小野町の観光振興及びイメージアップを図ることを目的に、「小野

町観光大使設置要綱」を制定し、去る12月25日、「小野ふれあいフェスタ」の会場において、町とゆかりのある「エソラビト」さん、「大杉みゆき」さん、「小野まち子」さん、「カホ」さん、「紅晴美」さん、「小町雪乃」さんの6名を観光大使に任命いたしました。小野町の観光、特産品、文化、歴史、豊かな自然環境など、広く情報を発信して頂きたいと考えております。

次に、10月5日に開催された高柴山げんき復活大作戦であります。阿武隈高原中部観光連絡協議会主催により行われたもので、町内外からボランティアにより約400名の参加を頂きました。高柴山山頂のヤマツツジが、虫による食害などの影響で、近年、開花する花が少なくなっていることから、雄大な風景を取り戻そうと行われたものであります。

あいにくの雨により途中で作業が中断となりましたが、枝木の刈り込みや薬剤散布など約7割のヤマツツジの手入れを行うことができました。協力して頂いた皆様方に対し、この場をお借りし、御礼申し上げます。

今後も継続して高柴山の整備を実施して参る所存であります。

次に、子ども元気復活交付金を活用しての小野公園における多目的運動施設整備事業であります。原発事故後、放射能への不安から外で遊ぶ機会が減少したことにより、子ども達の体力が低下傾向にあり、これを改善するため安全で安心な遊びやスポーツ等の体力づくりができる運動施設を整備するもので、運動公園内のテニスコート4面の内1面を屋根付き多目的運動施設とするものであります。本年度中に地質調査及び実施設計業務を完了し、平成27年度より建設工事に着手できるよう事業をすすめているところであります。

東日本大震災からの確かな復興及び原子力災害に伴う放射線対策事業等の町民生活の回復に向けた取り組みや、地域基盤の整備を進めるとともに、豊かな心をはぐくみ、のびのびと学べる教育環境の整備、平成27年3月に開院予定の小野町地方総合病院を最大限活用した保健、医療、福祉の充実、商工業、農畜産業等の地域産業の振興等、切れ目のない施策を展開し、町民の皆さんが安全で、安心して住める町の構築に向け、努力して参る所存であります。

以上、諸般の一端を申し述べましたが、なお一層の議員各位のご指導とご支援とご協力をお願いいたしますのであります。

それでは、平成26年小野町議会定例会12月会議に提出をいたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案第69号から議案第74号までの平成26年度各会計補正予算6案件につきましてご説明をいたします。

まず、議案第69号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、7,128万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億2,307万5,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳入では、分担金及び負担金においては保育園保育料負担金を138万5,000円増額、使用料及び手数料においては幼稚園使用料を16万2,000円増額、国庫支出金においては幼稚園就園奨励費国庫補助金を2万1,000円増額し、社会資本整備総合交付金を621万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を338万9,000円減額、県支出金においては福島県地域づくり総合支援事業県補助金を196万2,000円、農業系汚染廃棄物処理事業県補助金を8,200万円、農地集積・集約化対策事業県補助金を101万4,000円増額し、各種統計調査県委託金等を減額、財産収入においては、立木売却収入を7万3,000円増額、繰入金においては東日本大震災復興支援基金繰入金のうち、ブランド・イメージ回復交付金を40万1,000円増額し、市町村復興支援交付金804万2,000円を減額し、財政調整金繰入金において収支調整したものであります。

歳出につきましては、まず始めに、給与改定に伴い各費目の給料、職員手当、共済費及び議員期末手当などの人件費につきましては、補正額を計上しております。

次に、増額する主なものといたしまして、議会費においては議会日よりモニター謝礼4万5,000円、総務費においては広報広聴費において広報おのまち印刷費120万4,000円、財産管理費において役場庁舎修繕料75万6,000円、公共施設等整備に関するアンケート経費33万5,000円、企画費において鶴庭工業用地整地工事費150万円、新エネルギー推進事業補助金80万円、賦課徴収費において賦課徴収用郵便料6万9,000円、民生費においては老人福祉費において、老人保護措置費60万7,000円、児童館費において児童園電気料16万2,000円、衛生費においては、予防費において特定不妊治療費助成金20万円、環境衛生費において合併処理浄化槽設置整備事業補助金46万9,000円、農林水産業費においては、農業委員会費において農地台帳システム整備委託料101万6,000円、畜産費において農業系汚染廃棄物処理業務委託料8,200万円、滞留堆肥運搬散布業務委託料131万6,000円、商工費においては、観光費において観光イメージアップ事業費157万3,000円、矢大臣登山道整備委託料100万円、土木費においては、道路維持費において道路維持補修業務委託料及び資材購入費250万円、消防費においては、常備消防費において郡山地方広域消防組合庁舎建設に係る組合債償還特別分担金6万7,000円、教育費においては、事務局費においてスクールバス点検整備修繕料15万円、小学校費学校管理費において飯豊小学校体育館消火栓改修工事費150万円、小野新町小学校受変電設備漏電遮断器取替工事費93万5,000円、教育振興費において児童就学援助費10万円、中学校費学校管理費において中学校電気料117万円、教育振興費において生徒就学援助費25万円、文化施設費においてふるさと文化の館空調設備実施設計等委託料177万2,000円、学校給食費において給食センター管理費205万1,000円、公債費においては起債償還金元金92万3,000円を計上し、減額する主なものといたしまして、総務費においては、企画費において新卒者雇用促進事業奨励金270万円、小野町農業委員会委員一般選挙費において、無投票となったことに伴う選挙経費202万4,000円、民生費においては、老人福祉費において敬老会実施による事業費残88万8,000円、保育所費において空調設備設置工事費等956万9,000円、衛生費においては、予防費において食育講演会講師謝礼16万6,000円、病院運営費において公立小野町地方総合病院企業団負担金120万3,000円、農林水産業費においては、農業振興費において園芸産地強化育成事業補助金66万9,000円、水田農業振興事業費において水稲病害虫対策事業補助金68万4,000円、土木費においては、公共道路橋りょう改良費において百目木・堀切線整備事業費900万円、河川総務費において右支夏井川河川改修事業代替地購入費903万1,000円、教育費においては、幼稚園費において施設修繕工事費150万円、文化施設費において笑顔と憩いの広場整備事業備品購入費等78万9,000円、学校給食費において給食調理運搬業務委託料110万円、公債費においては起債償還金利子281万1,000円を計上したものであります。

次に、議案第70号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億809万9,000円とする補正予算であります。補正の内容につきましては、給与改定に伴い給料、職員手当、共済費の人件費につきましては、補正額を計上しております。

次に、議案第71号 平成26年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、1億4,306万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億9,178万1,000円とす



るものであります。

主な内容につきましては、歳入におきましては、国庫支出金において放射線量低減対策特別緊急事業費国庫補助金を260万9,000円、県支出金において除染対策事業交付金を1億4,008万3,000円、線量低減化支援事業県補助金59万7,000円を減額し、繰入金については一般会計繰入金を22万円増額するものであります。

歳出につきましては、総務費において職員人件費22万3,000円を増額し、事業費において小野新町地区仮置場進入路用地買収費79万7,000円等を増額し、除染作業等委託料を1億3,344万9,000円、仮置場用地測量等委託料を344万5,000円、仮置場モニタリング委託料196万6,000円などを減額するものであります。

次に、議案第72号 平成26年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、195万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億9,210万1,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、給与改定に伴い各費目の給料、職員手当、共済費の人件費につきまして、補正額を計上しております。

また、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費において職員人件費、保険給付費のうち第1号被保険者保険料還付金、介護サービス給付費還付金などを増額し、予備費におきまして、歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第73号 平成26年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,154万4,000円とする補正予算であります。補正の内容につきましては、給与改定に伴い給料、職員手当、共済費の人件費につきまして、補正額を計上しております。

次に、議案第74号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。補正の内容につきましては、給与改定に伴い各費目の給料、職員手当、共済費の人件費につきまして、補正額を計上しております。

また、収益的支出におきましては、原水及び浄水費において、浄水場動力費を250万円、配水及び給水費において漏水修繕費を200万円増額するものであります。

資本的支出におきましては、第2次拡張工事費を478万6,000円、施設改修事業費900万円を減額し、配水管布設替事業費610万円を増額するものであります。

以上、議案第69号から議案第74号までの平成26年度各会計補正予算6案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしくお願いたします。

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第69号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第69号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第70号～議案第74号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第70号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第74号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの5議案について、一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第74号までの5議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第75号及び議案第76号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第10、議案第75号 小野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について及び日程第11、議案第76号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

#### ◎議案第75号及び議案第76号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 説明いたします。

まず、議案第75号 小野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、第3次地方分権一括法施行による介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定めている地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準の設定が市町村条例に委任されたため、当該条例を制定するものであり、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第76号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてであります。本案につきましても、第3次地方分権一括法施行による介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定めている指定介護予防支援事業及び基準該当介護予防支援事業の人員、運営並びに介護予防のための効果的な支援方法等の基準を市町村条例に委任されたため、当該条例を定めるものであり、平成27年4月1日より施行するものであります。

以上、議案第75号及び議案第76号の条例の制定案件2件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議のうえご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

よろしく申し上げます。

---

#### ◎議案第75号及び議案第76号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第75号 小野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について及び議案第76号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第75号及び議案第76号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第77号～議案第82号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第12、議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第82号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで、6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議会議務局長朗読]

---

### ◎議案第77号～議案第82号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 議案第77号から議案第82号までの条例の一部改正6案件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成26年10月16日付、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて所要の改正を行うもので、本年12月に支給される町長等の期末手当の支給率を100分の150から100分の165に改めるもので、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものであります。

また、来年度以降に支給される期末手当の6月の支給率を100分の140から100分の147.5に、12月の支給率を100分の165から100分の157.5に改めるもので、公布の日から施行し平成27年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第78号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、議案第77号と同様、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて所要の改正を行うもので、本年12月に支給される議会議員の期末手当の支給率を100分の150から100分の165に改めるもので、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものであります。

また、来年度以降に支給される期末手当の6月の支給率を100分の140から100分の147.5に、12月の支給率を100分の165から100分の157.5に改めるもので、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、議案第77号と同様、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき所要の改正を行うもので、本年12月に支給される職員の勤勉手当の支給率を100分の67.5から100分の82.5に改めるとともに、再任用職員につきましても、勤勉手当の支給率を100分の32.5から100分の37.5に改めるものであります。

また、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、給与表の水準を平均0.16%引き上げるものであり、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものであります。ただし、行政職給与表の改定は平成26年4月1日より適用するものであります。

また、来年度以降につきましては、新たな気象データに基づく寒冷及び積雪の地域区分見直しにより、寒冷地手当の支給地域となったことから寒冷地手当の規定を設けるとともに、民間の支給実態等を考慮し単身赴任手当額の引き上げや、人事院勧告に準じた世代間の給与配分の見直しを行い、給与表の水準を平均1%、高年齢層を中心に最大3%程度引き下げ、若年層につきましては引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第80号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、議案第77号と同様、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて所要の改正を行うもので、本年12月に支給される教育長の期末手当の支給率を100分の150から100分の165に改めるもので、公布の日から施行し平成26年12月1日から適用するものであります。

また、来年度以降に支給される期末手当の6月の支給率を100分の140から100分の147.5に、12月の支給率を100分の165から100分の157.5に改めるもので、公布の日から施行し平成27年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第81号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が改正されたことに伴い所要の改正を行うもので、条例で定める出産育児一時金の支給額を39万円から40万4,000円に改めるもので、平成27年1月1日より施行するものであります。

次に、議案第82号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東京電力原子力事故により被災した子供をはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の規定に基づき、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針が閣議決定されたことに伴い、支援対象地域に住居していた避難者については、新規の避難者を含め、公営住宅へ入居の円滑化を支援する旨が位置づけられたため所要の改正を行うもので、公営住宅の入居資格及び優先入居の取り扱いができるものに、支援対象地域に居住していた支援対象避難者を追加するものであり、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第77号から議案第82号の条例の一部改正案件6件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議のうえご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第77号～議案第82号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第82号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまでの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第77号から議案第82号までの6議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第83号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第18、議案第83号 公立小野町地方総合病院企業団規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第83号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第83号 公立小野町地方総合病院企業団規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、公立小野町地方総合病院企業団規約を改正することの協議に関して異議がない旨、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、公立小野町地方総合病院の新築工事につきましては、本年12月20日に完了する予定となっており、平成27年3月1日に開院されることから、同病院企業団の事務所の位置について、「田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後4番地」を、「田村郡小野町大字小野新町字槻木内6番地2」に改めるもので、平成27年3月1日より施行するものであります。

以上、議案第83号 公立小野町地方総合病院企業団規約の一部変更についてご説明申し上げましたが、なお、細部につきましては、副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議のうえご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第83号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第83号 公立小野町地方総合病院企業団規約の一部を変更する規約について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第83号について質疑を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置

○議長（村上昭正君） 日程第19、予算審査特別委員会の設置を議題といたします。

特別委員会の設置については、お手元に配付の議長発議第4号のとおり設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第69号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第6号）から、日程第9 議案第74号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第74号までの6議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

---

#### ◎予算審査特別委員会の委員の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、1番、会田明生議員、2番、吉田康市議員、3番、竹川里志議員、4番、宗像芳男議員、5番、田村弘文議員、6番、籠田良作議員、7番、宇佐見留男議員、8番、水野正廣議員、9番、遠藤英信議員、10番、佐・登議員、11番、久野峻議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、ただいまの議長指名のとおり選任することに決定いたしました。

---

◎予算審査特別委員会の正・副委員長の選任

○議長（村上昭正君） ただいま設置されました予算審査特別委員会の正・副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会の互選となっておりますので、暫時休議し、その間に特別委員会で選任していただきたいと思います。

暫時休議といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時02分

○議長（村上昭正君） 文書の配布漏れはありませんか。なければ再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会の正・副委員長の選任について、委員長に遠藤英信議員、副委員長に水野正廣議員が互選されました。

以上、申し上げますと報告といたします。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第20、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎請願・陳情の委員会付託



○議長（村上昭正君） 日程第21、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第10号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

---

#### ◎報告第9号の報告

○議長（村上昭正君） 日程第22、報告第9号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 報告第9号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に628万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億5,179万1,000円としたものであります。

本案につきましては、11月21日に解散し、12月2日公示、同月14日に投票が決定いたしました衆議院議員総選挙に関する補正であり、早急に施行を要することから、専決処分をさせていただいたところであります。

内容といたしましては、歳入において衆議院議員総選挙県委託金628万1,000円を増額計上したものであります。

歳出においては、衆議院議員総選挙費につきまして、衆議院議員総選挙執行に必要な経費として、報酬から使用料及び賃借料に至るまでの、各科目の合計628万1,000円を増額計上したものであります。

以上、平成26年度小野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時05分